

掲示事項（訪問看護ステーションこいずみ）

看護活動の基本方針

看護師や作業療法士が主治医の指示のもとご自宅等にうかがい、住み慣れたご家庭や地域での生活のお手伝いをさせていただき、一人ひとりのニーズに寄り添った訪問看護サービスを提供します。

運営規程

（事業の目的）

この規程は、医療法人仁康会が設置する訪問看護ステーション“こいずみ”（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- 2 ステーションは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 4 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

- 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業の名称及び所在地）

訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称：訪問看護ステーションこいずみ

所在地：広島県三原市小泉町4246番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。但し、介護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1人（常勤）

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5人以上（管理者含む）
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
作業療法士は必要に応じて配置する。
- (3) 職員体制（令和6年10月1日現在）
管理者 看護師（常勤） 1名
看護師（常勤） 11名（非常勤） 2名
作業療法士（常勤） 1名（非常勤） 2名

（営業日及び営業時間等）

ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- 1 (1) 営業日：原則、通常月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日、12月31日から1月3日及び法人が定める休日を除く。
(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 2 利用者やその家族からの電話等により意見を求められた場合に常時対応ができ、かつ必要に応じて24時間の精神科訪問看護を行うことができる体制を整備する。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

（訪問看護の提供方法）

訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから地区医師会、関係機関に調整等を求め対応する。

（訪問看護の内容）

指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および日常生活の世話
- (4) グループホームとの連携
- (5) 服薬状況の観察及び支援

（緊急時における対応方法）

- 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報

告しなければならない。

(利用料等)

ステーションは、基本利用料として健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、別途定める料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

利用料金表（最後のページを参照）

(通常業務を実施する地域)

ステーションが通常業務を行う地域は、尾三地域、竹原地域とする。ただし、これ以外は相談に応じる

(相談・苦情対応)

- 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

- 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速かに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速かに行う。

(虐待防止対策)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害時対策)

本事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、市町村や医療法人仁康会施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努める。

(その他運営についての留意事項)

- 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
 - (1) 採用後3ヶ月以内の初任研修
 - (2) 年2回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘

密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)

事業所指定内容(医療保険)開設	平成29年7月1日
生活保護法の規定による医療機関の指定	平成29年7月1日
被爆者一般疾病医療機関の指定	平成29年7月1日
難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する医療機関の指定	平成29年7月1日
自立支援医療機関の指定	平成29年7月1日

【届出事項】

精神科訪問看護基本療養費

24時間対応体制加算

精神科重症者患者支援管理連携加算

精神科複数回訪問加算

訪問看護管理療養費1

訪問看護ベースアップ評価料(I)

医療観察訪問看護基本料

医療観察24時間対応体制加算

【当事業者へのご相談・苦情の窓口のご案内】

○当ステーションに直接ご相談・苦情を行なう場合は下記の番号です。

電話番号 080-2928-3984

FAX番号 0848-66-2838

対応時間 8:30~17:00

ご利用料金

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1割～3割)により算定します。
基本療養費、各種加算等があります。

区 分			料金	利用者負担額(円)		
				3割	2割	1割
精神科基本療養費(Ⅰ)	看護師、作業療法士(1日につき) (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	5,550	1,670	1,110	560
		週3日目まで(30分未満)	4,250	1,280	850	430
		週4日以降(30分以上)	6,550	1,970	1,310	660
		週4日以降(30分未満)	5,100	1,530	1,020	510
	准看護師(1日につき) (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	5,050	1,520	1,010	510
		週3日目まで(30分未満)	3,870	1,160	770	390
		週4日以降(30分以上)	6,050	1,820	1,210	610
		週4日以降(30分未満)	4,720	1,420	940	470
精神科基本療養費(Ⅲ) (同一建物居住者 2名以下)	看護師、作業療法士(1日につき) (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	5,550	1,670	1,110	560
		週3日目まで(30分未満)	4,250	1,280	850	430
		週4日以降(30分以上)	6,550	1,970	1,310	660
		週4日以降(30分未満)	5,100	1,530	1,020	510
	准看護師(1日につき) (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	5,050	1,520	1,010	510
		週3日目まで(30分未満)	3,870	1,160	770	390
		週4日以降(30分以上)	6,050	1,820	1,210	610
		週4日以降(30分未満)	4,720	1,420	940	470
(同一建物居住者 3名以上)	看護師、作業療法士(1日につき) (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	2,780	830	560	280
		週3日目まで(30分未満)	2,130	640	430	210
		週4日以降(30分以上)	3,280	980	660	330
		週4日以降(30分未満)	2,550	770	510	260
	准看護師(1日につき) (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	2,530	760	510	250
		週3日目まで(30分未満)	1,940	580	390	190
		週4日以降(30分以上)	3,030	910	610	300
		週4日以降(30分未満)	2,360	710	470	240
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)	看護師、作業療法士(1日につき)	入院患者の外泊日	8,500	2,550	1,700	850
長時間精神科訪問看護加算		週1回(必要にあつては3回)	5,200	1,560	1,040	520
複数名精神科訪問看護加算	看護師が他の看護師又は作業療法士と実施	1日に1回	4,500	1,350	900	450
		1日に2回	9,000	2,700	1,800	900
		1日に3回以上	14,500	4,350	2,900	1,450
	看護師が他の准看護師と実施	1日に1回	3,800	1,140	760	380
		1日に2回	7,600	2,280	1,520	760
		1日に3回以上	12,400	3,720	2,480	1,240
夜間・早朝訪問看護加算			2,100	630	420	210
深夜訪問看護加算			4,200	1,260	840	420
退院支援指導加算			6,000	1,800	1,200	600
24時間対応体制加算(月1回)			6,520	1,960	1,300	650
管理療養費(月初日)			7,670	2,300	1,530	770
管理療養費1(月2回目以降)			3,000	900	600	300
訪問看護ベースアップ評価料(月1回)			780	230	160	80

* 自立支援医療費受給者は各々限度額までは1割負担です。

2024年6月1日 訪問看護ステーションこいずみ